

### (3) 具体的な取組

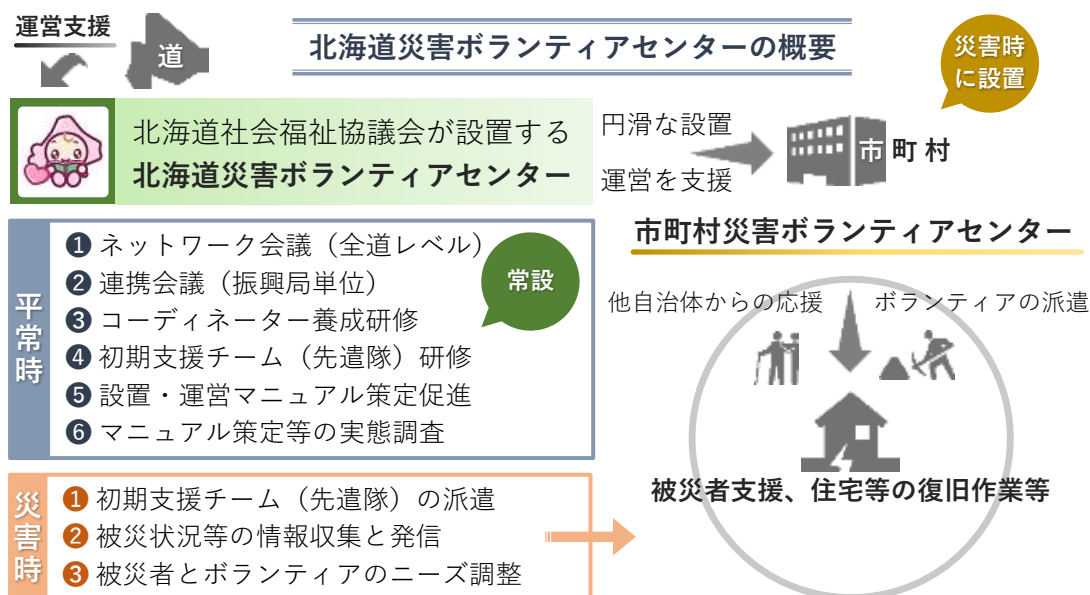
#### NPOやボランティアとの連携・協働した被災者支援活動 ……………

被災時には、行政のみならず、社会福祉協議会やNPO、ボランティア等の様々な主体が被災者の生活支援と被災地の復興を目指して災害対応に当たります。

被災者支援に取り組む主体は近年多様化しており、効率的かつ円滑な支援の実施に向けては、各種の主体が互いに連携し、調整を図る必要性が高まることから、「行政」「災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）」「NPO等」の三者が協働していくことが重要とされています。


この三者のうち、災害ボランティアセンターは、被災者支援の調整に中心的な役割を果たす機関であり、大規模災害の発生時に同センターを円滑に設置・運営するためには、平時から市町村と社会福祉協議会との間で協定等を締結し、役割分担を明確にしておくことが大切です。

道内では、平成28年8月の大雨災害による復旧対応を踏まえ、地域における災害時のボランティア活動がより円滑に進められるよう、平成29年4月に北海道社会福祉協議会が主体となって常設の「北海道ボランティアセンター」を開設し、全道レベルのネットワーク会議やコーディネーターの養成、市町村におけるセンター設置・運営マニュアル策定に向けた働きかけを行っており、道としては、振興局単位で市町村等を対象とした会議を開催するなどして、こうした取組を支援していきます。



## 1 関連事業の体系

- ▶ 地域福祉を推進するための具体的な取組については、先に掲げたとおり、5つの項目を施策の柱と位置付け、それぞれに対応した取組を重点的に行っていくこととしていますが、これらのほか、道では、地域福祉の推進に関わりのある事業を複数実施しています。
- ▶ 地域生活課題は様々な分野にわたり、複合化・複雑化していることから、各施策を一体的に進めていくためには、医療・福祉・介護・教育等の様々な分野における関連事業を体系的に整理した上で、総合的に展開していくことが重要です。
- ▶ 地域福祉の推進に関連する道の事業は、5つの柱ごとに分類すると、次のように整理することができます。

<b>1</b> 体制づくり  関連施策	i	市町村の体制整備への支援に関する取組	P 62
	ii	市町村への情報周知や認識共有に関する取組	P 62
<b>2</b> 仕組みづくり  関連施策	i	相談・就労支援、負担軽減等に関する取組	P 62～64
	ii	普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組	P 64
<b>3</b> 人づくり  関連施策	i	福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組	P 64～65
	ii	再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組	P 65
<b>4</b> 基盤づくり  関連施策	i	福祉サービス基盤の整備に関する取組	P 65～66
	ii	地域福祉の担い手の活動強化に関する取組	P 66
<b>5</b> 地域づくり  関連施策	i	福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組	P 67～68
	ii	連携体制やネットワーク構築に関する取組	P 68

## 2 関連事業の一覧

### i 市町村の体制整備への支援に関する取組

施策1：体制づくり 

- 1 ● 市町村計画の策定支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
地域福祉計画策定ガイドラインの活用をはじめ、参考となる事例の紹介や現地支援等を通じ、道内市町村における地域福祉計画の策定を促す。
- 2 ● 北海道社会福祉協議会への支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
本道における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化に向け、北海道社会福祉協議会の運営及び事業に要する経費を補助する。
- 3 ● 市町村が行う地域包括ケアの取組推進…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課  
地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員を対象とした意見交換会や研修会を開催する。

### ii 市町村への情報周知や認識共有に関する取組

施策1：体制づくり 

- 1 ● 地域福祉に関する市町村への情報提供…………… 保健福祉部 地域福祉課  
交流拠点の整備状況や社会福祉協議会が行う地域福祉活動の実施状況、生活困窮者支援に関する意見交換会の開催状況等を収集し、各市町村へ周知する。

### i 相談・就労支援、負担軽減等に関する取組

施策2：仕組みづくり 

- 1 ● 地域生活定着支援センターの運営支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
福祉的な支援が必要な刑務所等出所予定者について、出所後に必要となる福祉サービスにつなげる地域生活定着支援センターの運営を支援する。
- 2 ● 生活困窮者の自立支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、包括的な支援体制を構築する。
- 3 ● 生活困窮者支援を行う民間団体への支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
新型コロナや物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによって事業量が増加した、地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人等の民間団体を支援する。
- 4 ● 生活保護受給者への就労支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。
- 5 ● 特別支援教育の就学支援…………… 教育庁 特別支援教育課  
特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者における経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助する。
- 6 ● 地域福祉生活支援センターの運営支援…………… 保健福祉部 地域福祉課  
判断能力に不安がある方が自立した生活を送れるよう、金銭管理支援や手続の援助などを行う日常生活自立支援事業への補助を実施する。
- 7 ● 地域づくりに関する広域相談支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課  
北海道障がい者条例に基づく支援員として21圏域に地域づくりコーディネーターを配置し、地域づくりに関する助言・調整等の広域的な支援を実施する。
- 8 ● 成年後見制度の利用支援…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課  
市町村が成年後見制度利用支援事業の活用を促すことにより、当該制度の利用を必要としている障がいのある人の権利擁護を図る。

9	<p>● <b>成年後見制度の体制整備と機能強化</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>中核機関の整備が十分でない市町村の体制整備を促進するため、司法専門職等と定期的な協議や専門職等による助言等が得られる体制づくりを進める。</p>
10	<p>● <b>高齢者虐待防止・相談支援センターの運営支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>高齢者とその家族等の虐待相談に応じるとともに、市町村の相談体制を支援するほか、市町村や施設が実施する虐待防止への取組を総合的に支援する。</p>
11	<p>● <b>障がい者権利擁護センターの運営支援</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障がい者への虐待の防止と養護者に対する支援等を実施するため、虐待防止法に基づく障害者権利擁護センター機能を確保し、障がいのある人の権利擁護を図る。</p>
12	<p>● <b>メンタルヘルスに関する相談支援</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>道民の精神的健康の保持増進を図るため、心の健康相談に応じ、精神に関わる悩みへの専門相談を実施するとともに、家族等からの相談にも対応する。</p>
13	<p>● <b>重層的な支援体制の構築支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村支援を一体的に実施する。</p>
14	<p>● <b>重層的な支援体制の構築に向けた後方支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>市町村が実施する重層的支援体制整備事業の取組を支援するため、市町村内連携促進説明会の開催や市町村間の情報共有の場づくり等を行う。</p>
15	<p>● <b>ケアラー支援に関する相談支援体制の充実強化</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</p> <p>悩みや負担を抱えるケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に向けた人材育成や連携強化を図る。</p>
16	<p>● <b>ヤングケアラーの相談の場の確保</b>…………… 保健福祉部 子ども家庭支援課</p> <p>若年層の需要の高さを踏まえ、SNSにも対応した専門相談を行うほか、気軽に悩みなどを共有できるオンラインサロンを開催するなど、相談の場の確保を図る。</p>
17	<p>● <b>孤独・孤立対策の推進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</p> <p>孤独・孤立対策推進法に基づき、「つながりの再構築」という観点から、理解促進や未然防止・早期発見、適切な支援へのつなぎ等の取組を推進する。</p>
18	<p>● <b>農福連携の推進</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課、農政部 農業経営課</p> <p>農福連携の取組の普及や定着に向け、農業と福祉関係者双方の理解促進を図るとともに、農福連携に関する専門人材の育成を支援する。</p>
19	<p>● <b>障がいのある人の就職や継続雇用等に向けた支援</b>… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</p> <p>障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業面と日常生活面の一体的な支援を行う。</p>
20	<p>● <b>特別支援教育の総合的な推進</b>…………… 教育庁 特別支援教育課</p> <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する切れ目のない支援のため、巡回相談や教員研修、推進地域指定など、特別支援教育の体制を整備する。</p>



## ii 普及啓発や理解促進、情報提供等に関する取組

施策2：仕組みづくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者等の権利擁護の推進</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 高齢者等に対する理解の促進を図るため、シンポジウムを開催するなど、道民の理解を促進する。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 障がい者の権利を擁護し、差別や虐待を受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、北海道障がい者条例に基づく推進体制を整備する。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>メンタルヘルスに関する理解促進</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 自殺予防週間や依存症問題啓発週間における啓発事業、リーフレットの活用やセミナー開催等により正しい知識の普及啓発を行い、心の健康の保持・増進を図る。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ケアラー支援の普及啓発</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課、子ども家庭支援課 ケアラーが自らの悩みを相談できる状況にあることを理解し、必要な支援を求めることができるよう、ホームページやSNSなど様々な媒体を用いた広報活動を展開する。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ケアラーを支援するための地域づくり</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 地域住民がケアラー支援について関心を持ち、支え合いの意識が醸成されるよう、交流拠点の整備を促進するなど、安心して暮らすことができる地域づくりを推進する。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者の住まいへの支援</b>…………… 建設部 建築指導課 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき実施しているサービス付き高齢者向け住宅の登録業務などを行う。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>住居確保要配慮者への支援</b>…………… 建設部 建築指導課 住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録業務を行うほか、道民への制度周知を図るため、チラシ配布やイベント開催などのPR活動を展開する。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>共同募金等の取組の推進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心喚起のため、赤い羽根共同募金活動等の取組を推進する。</li> </ul>

## i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組

施策3：人づくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>キャリアパス形成への支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉・介護サービスに従事する者のキャリアパス形成を促進する研修等の実施や実務者研修等受講者の代替職員の雇用による職員の資質向上や定着を図る。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉・介護従事者への研修</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉・介護に従事する職員を対象として、職種や業務経験に応じた研修等を実施し、資質向上を図る。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>北海道福祉人材センターの運営支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 福祉の職場で働きたい人と職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援をはじめ、福祉の職場説明会や講習会等を行う福祉人材センターの運営を支援する。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>介護従事者の定着支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 介護職員の定着を図り、離職を防止するため、事業者等の意識と実態を改革していく働きかけなど、魅力ある職場づくりに向けた研修等を実施する。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>北海道ボランティアセンターの運営支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課 全道的なボランティア活動への基盤整備や福祉教育、資質向上研修、広報啓発などのボランティア活動の推進を担うセンターの運営を支援する。</li> </ul>

**i 福祉・介護の人材確保に向けた研修に関する取組** (続き) 施策3：人づくり 

- 6

**● アクティブシニアの活躍支援**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

アクティブシニア等を対象に地域づくりの意義等を共有するセミナーを開催し、地域で介護サービスや外出支援などの担い手として活躍できる体制づくりを推進する。
- 7

**● 地域への支援を担う職員の確保**…………… 保健福祉部 地域福祉課
 

北海道社会福祉協議会が開催するコミュニティソーシャルワーカー実践者養成研修への助成を通じ、地域への支援を担う職種の確保を推進する。

**ii 再就職の支援や情報提供、就業体験に関する取組** 施策3：人づくり 

- 1

**● 潜在的介護職員等の活用推進**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

人材派遣会社が介護分野の潜在的有資格者等を有期雇用し、施設等へ派遣することで、実際の就業を通じた職場を見極め、派遣期間終了後の直接雇用につなげる。
- 2

**● 離職した介護福祉士の再就業促進**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

福祉人材センターに届出された離職した介護福祉士等の情報を活用し、復職に必要な情報の提供など、再就業を促す。
- 3

**● 介護の仕事に関する普及啓発**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

介護従事者確保に向け、高齢者や主婦層等に対する啓発事業の実施し、直接に介護の理解を深めるようアプローチを行う職場見学会等を実施する。
- 4

**● 福祉・介護に関する職場体験**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

福祉人材センターにおいて、福祉・介護に関する職場体験の機会を提供し、新たな人材の参入促進を図る。
- 5

**● 次世代の担い手育成**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

小・中学校等にアドバイザーを派遣し、講習会や体験学習等の授業を行うことで、若年層の段階からの福祉・介護に関する理解を深め、将来を担う人材の育成を図る。
- 6

**● 介護の仕事のやりがいや魅力の発信**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

高校生等へ福祉・介護分野の仕事に対する正しい認識の普及啓発を行い、こうした仕事の魅力を実感できる就業体験等の機会を提供する事業に対して助成を行う。

**i 福祉サービス基盤の整備に関する取組** 施策4：基盤づくり 

- 1

**● 地域包括支援センター職員向けの研修**…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課
 

地域包括ケアシステムの推進に中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、センター職員を対象とした研修を実施する。
- 2

**● 相談支援専門員向けの研修**…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課
 

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への研修により、多様な障がい特性に応じた適切な支援の理解が深まるよう支援する。
- 3

**● S S Wの活用による教育相談体制の充実**…………… 教育庁 生徒指導・学校安全課
 

スクールソーシャルワーカー等の配置の拡充や効果的な活用を進め、福祉等関係機関と連携した支援や教育相談体制の充実を図る。
- 4

**● S S Wの活用による児童生徒の環境改善**…………… 教育庁 生徒指導・学校安全課
 

社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーの支援により、学校と関係機関が連携し、課題を抱える児童生徒の環境改善に向けて働きかける。

## i 福祉サービス基盤の整備に関する取組 (続き)

施策4：基盤づくり



5	● <b>ヤングケアラーコーディネーターの配置</b> …………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 学校や関係機関の方等がヤングケアラーに気づいたとき、市町村等の適切な相談窓口や関係事業所を紹介・調整する役割のコーディネーターを配置する。
6	● <b>医療的ケア児等コーディネーターの配置</b> …………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 医療的ケア児等コーディネーターが全市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある子ども及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備する。
7	● <b>民生委員・児童委員の活動支援</b> …………… 保健福祉部 地域福祉課 民生委員法に基づく民生委員・児童委員の資質の向上を図るために必要な知識技術についての指導訓練を充実強化し、その活動を促進する。

## ii 地域福祉の担い手の活動強化に関する取組

施策4：基盤づくり



1	● <b>高齢者等の冬の生活支援</b> …………… 保健福祉部 地域福祉課 低所得の高齢者世帯等を対象に、冬期間に必要な燃料費等への支援を行う市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した助成を実施する。
2	● <b>障がい児支援の充実</b> …………… 保健福祉部 子ども家庭支援課 障がいのある子どもとその家族ができるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進する。
3	● <b>障がい者福祉施設の整備に対する補助</b> …………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課 住まいの場であるグループホームや日中活動の場である生活介護、就労移行支援など、障がいのある人の支援の充実を図る施設整備への補助を行う。
4	● <b>介護サービスの提供基盤整備に対する補助</b> …………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課 高齢者等が住み慣れた地域において日常生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの施設整備や介護施設の開設準備等に必要な経費等への補助を行う。
5	● <b>安心・安全な個別輸送サービスの普及</b> …………… 保健福祉部 地域福祉課 道路運送法に基づき、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等が自家用自動車による有償運送の登録を受けて行う福祉有償運送制度の普及を図る。
6	● <b>社会福祉法人に対する指導監督</b> …………… 保健福祉部 地域福祉課 社会福祉法人及び社会福祉施設の定期的な指導監査を行い、社会福祉事業の適正化と福祉サービスの質の向上を図る。
7	● <b>福祉サービスの第三者評価</b> …………… 保健福祉部 地域福祉課 公正・中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表することで、利用者のサービス選択に資するよう努める。
8	● <b>福祉サービスの運営適正化</b> …………… 保健福祉部 地域福祉課 北海道社会福祉協議会に設置する「適正化委員会」において、利用者からの苦情に対する相談等を行うことにより、福祉サービスの適切な利用を支援する。

## i 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組

施策5：地域づくり 

1	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>共生型地域福祉拠点の整備促進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人、子ども等が地域住民と集う交流の場において、互いに支え合いながら安心して生活できる共生型地域福祉拠点の整備・設置への支援を行う。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>共生型サービスを提供する体制への支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>同一事業所内で高齢者と障がいの福祉サービスを受けられる共生型サービスの提供体制が整備されるよう、事業所への支援を行う。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>すべての人にやさしいまちづくりの推進</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人、妊産婦を含め、すべての人々が、道立施設を円滑に利用できるよう必要な環境整備を図る。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>心のバリアフリーに関する普及啓発</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>心のバリアフリーの活動を道へ報告し、優良事例を自らSNSで発信するなど、普及啓発の担い手として活躍する「福祉のまちづくりサポーター」の取組を促進する。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉のまちづくりに関する意識の高揚</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>福祉的配慮がなされた公共的施設や障がいのある人等の自立・社会参加を支援する活動等に対する表彰を行い、優れた取組への奨励とする。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高齢者や障がいのある人の住宅改善支援</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう住宅改善支援の取組を進めていくため、市町村において開催される研修会等に講師を派遣する。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉環境アドバイザーの派遣</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>福祉のまちづくりの促進に向け、公共的施設の整備に係る設計や普及啓発、福祉環境等に関するアドバイザーを派遣し、専門的な指導や助言を行う。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉のまちづくり推進協議会の運営</b>…………… 保健福祉部 地域福祉課</li> </ul> <p>北海道福祉のまちづくり条例に基づく推進協議会を開催し、国・道・市町村及び道民が一体となって福祉のまちづくりに取り組む体制を整備する。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ヘルプマークの普及促進</b>…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課</li> </ul> <p>道内市町村におけるヘルプマーク（配慮を必要としていることを知らせるピクトグラム）の普及促進の動きを踏まえ、啓発事業を実施し、共生社会の実現を目指す。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>安心して暮らせる道営住宅の整備</b>…………… 建設部 住宅課</li> </ul> <p>北海道住生活基本計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立って道営住宅を整備し、子どもから高齢者まで安心して豊かに暮らせる住まいの実現を図る。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>福祉避難所の機能確保</b>…………… 保健福祉部 総務課</li> </ul> <p>高齢者や障がいのある人、乳幼児など災害時の避難において特に配慮を要する方が滞在するための福祉避難所について、その設備整備等に対する支援を行う。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外国人介護人材の受入研修</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>外国人介護人材の受入に係る諸制度の仕組みや受入に当たったの留意点などを内容とする研修を実施する。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外国人留学生への生活支援</b>…………… 保健福祉部 高齢者保健福祉課</li> </ul> <p>道内の介護福祉士養成施設に在学する外国人留学生に対し、学費や生活資金等の貸付を行う介護事業所への取組を支援する。</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外国人を対象とした総合相談窓口の設置・運営</b>…………… 総合政策部 国際課</li> </ul> <p>道内に暮らす外国人からの生活や就労等に関する様々な暮らしの相談に多言語で対応する「北海道外国人相談センター」を設置し、きめ細やかな対応を行う。</p>



**i 福祉環境や交流拠点の整備等に関する取組** (続き)

施策5：地域づくり



- 15 ● **日本語学習に係る支援者の養成**…………… 総合政策部 国際課  
道内に暮らす外国人に日本語学習の機会を提供するため、「日本語学習支援者養成講座」を開催する。

**ii 連携体制やネットワーク構築に関する取組**

施策5：地域づくり



- 1 ● **北海道災害ボランティアセンターの運営支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
災害発生時のボランティア活動を迅速に行うため、平常時からネットワークづくりや人材育成などに取り組む北海道災害ボランティアセンターの運営を支援する。
- 2 ● **施設等における災害時支援体制の構築**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
施設等における避難行動要支援者の安全を確保するため、非常災害対策計画を推進するとともに、定期的な避難等訓練等を実施する。
- 3 ● **災害時におけるコミュニケーション支援**…………… 保健福祉部 障がい者保健福祉課  
手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を推進することにより、災害時における要配慮者への支援体制を確保する。
- 4 ● **社会的孤立を防ぐための見守り支援**…………… 保健福祉部 地域福祉課  
福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することのないよう、行政をはじめ、関係機関・団体、民間事業者などが連携した見守りの体制づくりを進める。

## 1 設定の意義

- ▶ 市町村における地域福祉の取組を着実に支援していくためには、定期的に施策の実施状況を確認し、分析・評価を行うことが必要であり、それに当たっては、客観的な指標として、数値目標を設定することが有効です。
- ▶ このことの踏まえ、本計画では、施策の5つの柱に対応する数値目標を定め、その推進管理を図っていくこととします。

## 2 数値目標を設定する項目の一覧

- ▶ 本計画に定める数値目標は、次のとおり施策の柱ごとに計5項目を設定することとし、庁内関係課をはじめ、市町村や関係機関との連携・協力のもと、令和11年度までの取組を進めていきます。
- ▶ 特に、(1)については、市町村が地域福祉を推進していく上で最も重要なものであることから、数値目標の達成に向けて、重点的な働きかけを行っていきます。

## ● 施策の柱：1



体制づくり

## (1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上 …………… P 70

● 目標 地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）

## ● 施策の柱：2



仕組みづくり

## (2) 市町村における包括的な支援体制の整備の推進 …………… P 71

● 目標 包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）

## ● 施策の柱：3



人づくり

## (3) 地域への支援を行う職種の配置推進 …………… P 72

● 目標 CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）

## ● 施策の柱：4



基盤づくり

## (4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保 …………… P 73

● 目標 民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%

## ● 施策の柱：5



地域づくり

## (5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進 …………… P 74

● 目標 心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%

### 3 数値目標を設定する項目の内容

#### 目標 (1) 市町村における地域福祉計画の策定率向上

施策の柱：1

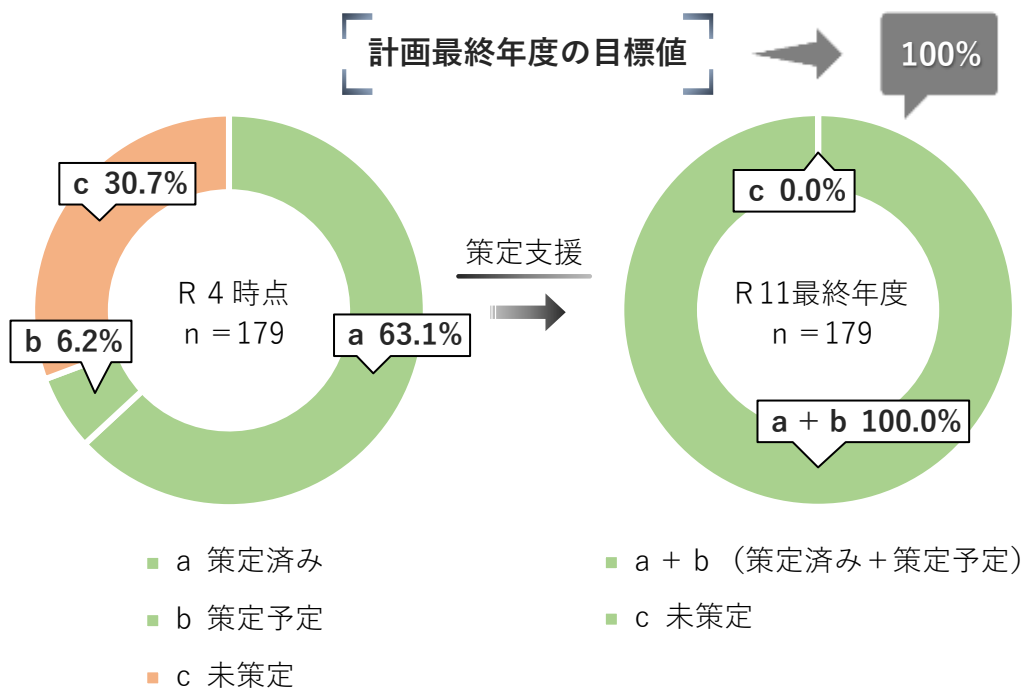


地域福祉計画の策定市町村数：179市町村（策定率100%）



体制づくり

市町村による地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指すための法定計画であることから、地域福祉の充実に向けて、全ての市町村で策定されるよう推進していきます。



#### 設定の考え方

地域福祉計画は、平成30年の改正社会福祉法により、その策定が努力義務化されました。

全国的な策定率が8割を超える中、道内市町村では6割程度となっており、全国平均を下回る状況が認められています。

こうしたことから、道では、自治体規模や策定体制等が個々に異なる地域の実情を踏まえつつ、現地訪問や意見交換、参考となる策定例の情報提供を行うなどして、計画最終年度までに「策定市町村数：179市町村（策定率100%）」が達せられるよう、市町村支援に努めていきます。

## 目標 (2) 市町村における包括的支援体制の整備推進

施策の柱：2

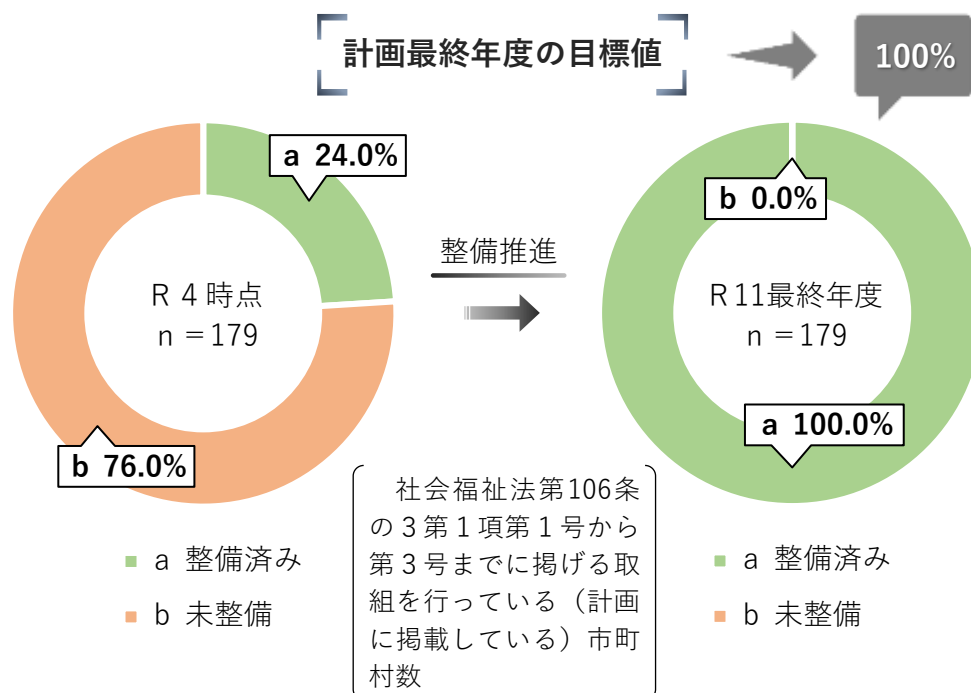


包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）



仕組みづくり

複雑化・複合化する支援ニーズに対応するための包括的な支援体制が各市町村で広く構築されるよう、重層的支援体制整備事業をはじめとする相談支援・参加支援・地域づくりの実施数に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

包括的な支援体制の整備は、平成30年に施行された改正社会福祉法により規定されたものであり、全国の市町村で実施が進められています。

この取組は、相談支援・参加支援・地域づくりという3つの支援を実施することで、様々な支援ニーズに対応できる体制を構築しようとするものであり、現在の整備率は3割弱となっていますが、同法においては、当該体制の整備が市町村の努力義務とされていることを踏まえ、計画最終年度までに「包括的支援体制の整備数：179市町村（整備率100%）」が達せられるよう努めていきます。



### 目標 (3) 地域への支援を行う職種の配置推進

施策の柱：3

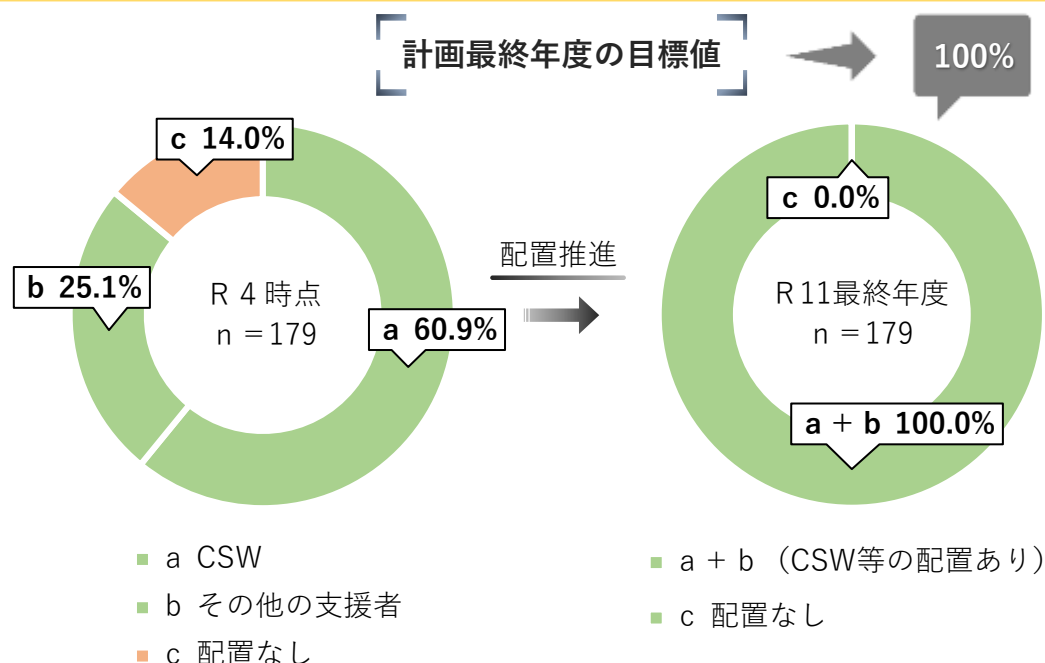


CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）



人づくり

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築には、地域への支援を行う職種の果たす役割が大きいことを踏まえ、コミュニティソーシャルワーカー等の配置市町村数に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

地域づくりを担う調整役としては、コミュニティソーシャルワーカーや地域福祉コーディネーターのほか、道内では、共生型地域福祉拠点の取組を担うコーディネーターの配置も行われています。

社会資源の偏重という地域特性がある中、多様化する生活課題への対応に向けては、個々の支援を行うとともに地域への働きかけを総合的に展開・実践する支援者の配置が重要となるため、これらの調整役を各市町村に少なくとも1名確保することとして、計画最終年度までに「CSW等の配置市町村数：179か所（配置率100%）」が達せられるよう努めていきます。

## 目標 (4) 民生委員・児童委員の継続的な担い手確保

施策の柱：4

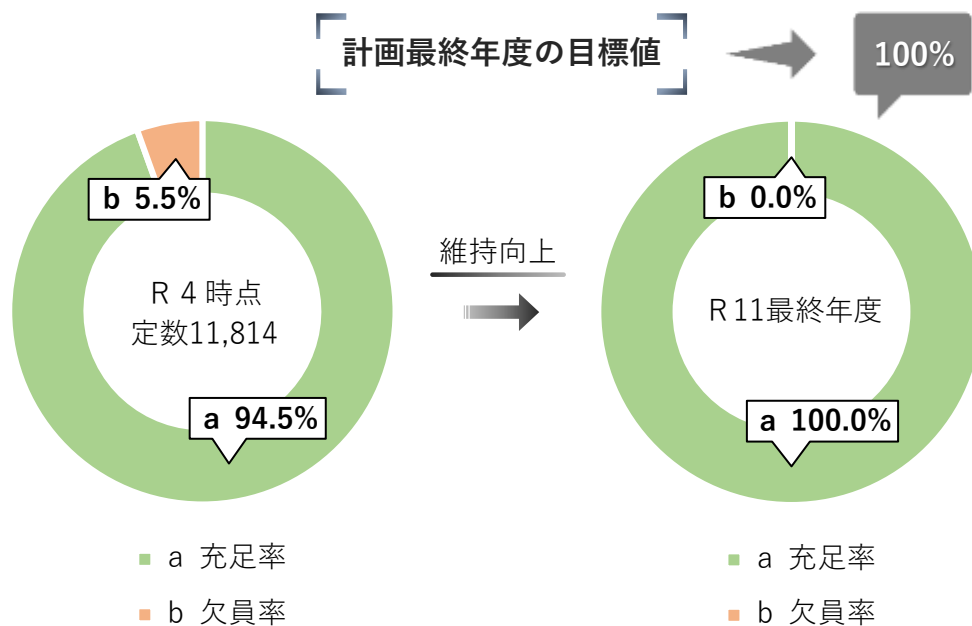


民生委員・児童委員の充足率の維持向上：充足率100%



基盤づくり

住民の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役になるなど、地域福祉の中心的な担い手として活動する民生委員・児童委員を継続的に確保するため、その充足率に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

民生委員・児童委員の定数は、道の条例によりその定数を定めることとなっており、3年を任期として改選が行われ、次回は令和7年度が改選期に当たります。

高齢化の進展等により、民生委員・児童委員の確保が年々困難となっている中、道内では、全国平均と概ね同程度の充足率が保たれていることから、こうした水準を維持しつつ、全ての市町村で定数が満たされることを目指し、計画最終年度までに「充足率100%」が達せられるよう努めていきます。

## 目標 (5) 心のバリアフリーの理解と普及の推進

施策の柱：5

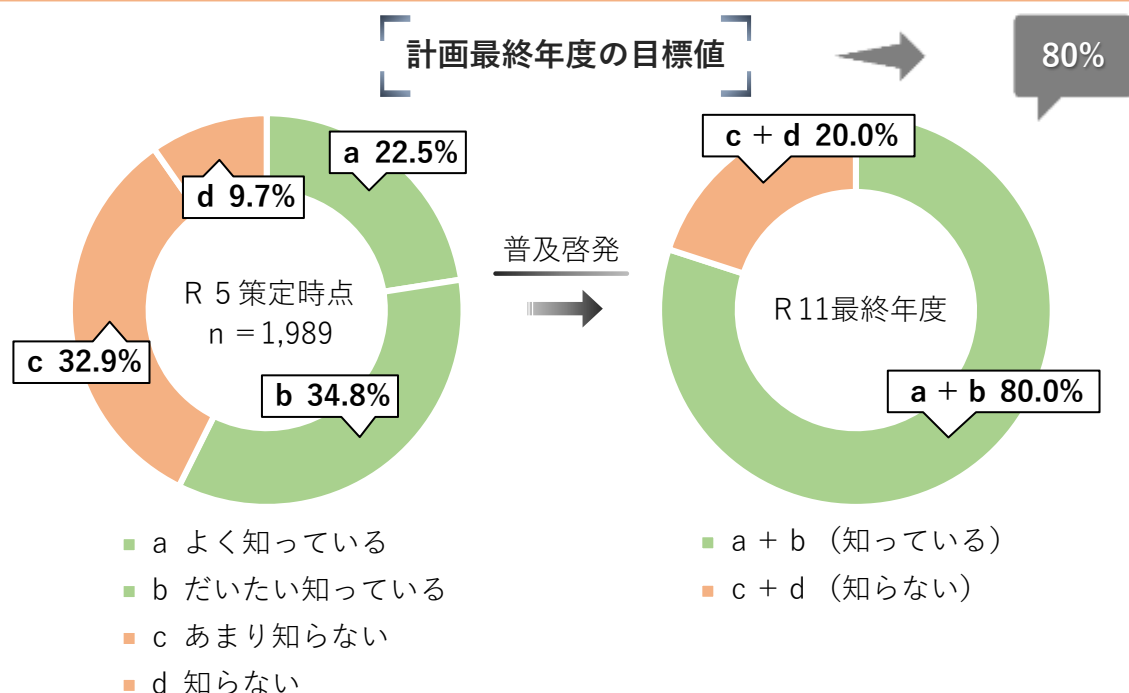


地域づくり



心のバリアフリーに関する認知度の向上：認知度80%

福祉のまちづくりについて、地域住民が相互に理解を深め合う「心のバリアフリー」の考え方が広く普及するよう、道民の認知度向上に数値目標を設定します。



### 設定の考え方

バリアフリー化の取組について、施設整備などハード面は着実に進展していることから、今後、職員の対応などソフト面の対策を進めるとともに、「心のバリアフリー」の取組を強化していくことが重要とされています。

道では、市町村や民間事業者が実施する研修会・イベント等に講師を派遣するなどして、この考え方の普及を図っており、道民を対象としたアンケート調査において「心のバリアフリー」という言葉を「知っている」と回答した人が約57%であったことを踏まえ、計画最終年度までに「認知度80%」が達せられるよう努めていきます。

## 1 推進管理の考え方

- ▶ 市町村による地域福祉への支援を的確に推進していくためには、計画を策定するとともに、そこで定める施策や目標達成に向けた取組を継続的に改善しながら計画の推進管理を行うことが必要です。
- ▶ 適切な推進管理を行うに当たっては、庁内の推進体制を整えた上で、評価指標や評価方法等確立しておくことが求められます。

## 2 推進管理の方法

- ▶ 具体的な推進管理の方法について、まずは計画の実施状況を毎年点検するための評価体制を確保することが必要となります。この体制は、外部評価情報を取り入れつつ、計画の策定と実施との継続性を保持する観点から、策定時の委員と同一にすることも有効とされており、道では、こうした考え方を踏まえ、評価体制をあらかじめ確保することとします。
- ▶ 次に、推進管理の仕組みとして、計画期間に応じたPDCAサイクルにより、それぞれの局面で、何を、どのように実施・改善していくかといった取るべき行動を明らかにしておくことが必要です。
- ▶ そして、評価の物差しとなる指標を定めた上で、その達成度を測るとともに、結果を分析し、次のサイクルにおける改善の取組につなげていくことが重要となります。

---

 計画を推進管理していくに当たっての主なポイント
 

---



Point 1

計画の実施状況を毎年点検するための評価体制の確保

外部委員を含めた合議体の設置（計画策定時との継続性を保持）



Point 2

推進管理に関する仕組みの構築

PDCAサイクルに基づき行う行動の明確化



Point 3

評価指標の設定等

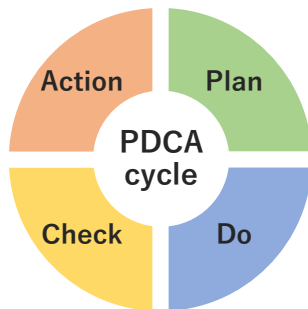
達成度の測定と結果の分析を経て、改善の取組を循環



### 3 PDCAサイクルの活用方法

#### (1) 評価・見直しを行う間隔

本計画の期間は6年としていることから、地域福祉支援の基本的な方針や全体的な取組内容を見直す機会は、当該期間の満了時点となりますが、個々の施策や関連事業は年度を単位として実施するため、PDCAサイクルによる評価・見直しは、年度ごとに行うことが必要となります。



- P** 計画：実績や予測に基づいた計画の策定
- D** 実行：計画に沿った取組の実施
- C** 評価：目標達成度の測定と取組内容の検証
- A** 改善：検証結果に基づいた改善策の検討



年度を単位として評価・見直しの取組を行う。

#### (2) 分析ツールを用いた評価・見直し

各施策や取組の評価・見直しを行うに当たっては、PDCAサイクルをステップごとに細分化した上で、それぞれの段階に応じた確認や検証作業を行うことが有効とされています。

道では、こうした考え方も参考としつつ、継続的な見直しや改善を行うことで、地域福祉支援の取組を一層充実強化していきます。

#### 段階に応じた確認・検証作業のイメージ



Plan

Do

Check

Action


- Step 1 達成しようとする取組や目標の確認
- Step 2 内的・外的要因の特定による現状把握（SWOT分析）
- Step 3 課題の的確な設定・表現（SMARTの視点）
- Step 4 課題の要因分析（Logic Treeの活用）
- Step 5 優先すべき施策の立案（Matrixを用いた選定）
- Step 6 施策の効果確認（目的の達成状況、課題解決の程度）
- Step 7 Step 6（Do）とStep 7（Check）の継続



## 1 別海町による地域福祉計画

- ▶ 根室振興局管内の別海町では、福祉担当課が事務局となり、公募の町民や保健・医療・福祉の関係者からなる策定委員会での協議を中心として、令和4年3月に地域福祉計画を策定しました（計画期間：7年間）。
- ▶ この計画では、共生のまちづくりを基本理念として、広大な面積（町では全国第3位）を有する地域特性や社会資源の状況等を踏まえ、地域福祉を支える人材育成や居場所確保など、3つの項目を基本目標に設定しています。
- ▶ また、基本目標に対応する具体的施策では、町民・地域・事業者・社協・役場の役割を明確化し、各々が地域福祉の担い手になることが意識されるよう、デザイン性にも配慮したわかりやすい構成が図られています。
- ▶ そして、他の個別計画や社会福祉協議会の実践計画、道計画との関連性を整理するとともに、成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定するなど、福祉の各分野における上位計画としての位置付けを明らかにした上で、地域福祉に関する施策を総合的に推進管理する内容とされています。

### 別海町による地域福祉計画の概要



**別海町**  
BETSUKAI  
<https://betsukai.jp>

### 🎯 基本理念

「目くばり 気くばり 心くばり  
共に支え合い  
安心して暮らせるまちづくり」


### 123 基本目標

- 1 思いやりの心と人づくり  
人材育成と地域福祉活動の推進
- 2 助け合う関係づくり  
居場所づくりや相談体制の確保
- 3 安心の地域づくり  
外出支援や権利擁護の推進

- 👤 町民（近所）
- 🌐 地域共同体
- 🏢 事業者や団体
- 🤝 町社協
- 🏛️ 行政（役場）

（役割の明確化）

各々が地域福祉の担い手となることの意識を醸成



### 📌 別海町による計画のポイント

- ✓ 町民・地域・事業者・社協・役場の役割を明確化
- ✓ 広く読まれるための可読性やデザインに配慮した構成
- ✓ 町他計画や社協の実践計画、道計画との関連性を整理
- ✓ 成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定



## 2 釧路総合振興局管内における生活困窮者支援の取組

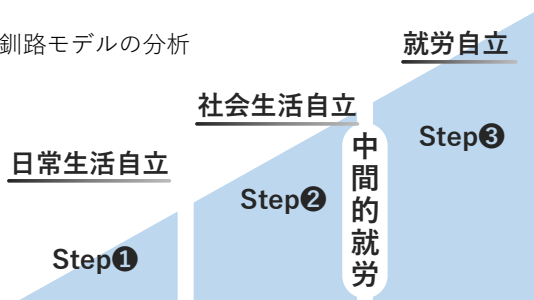
- ▶ 釧路総合振興局管内における生活困窮者自立支援制度の相談支援事業等は、一般社団法人釧路社会的企業創造協議会による「釧路市・釧路管内生活相談支援センターくらしごと」が実施しています。
- ▶ 生活困窮者を対象とした社会的な居場所づくりや中間的就労（一般就労と福祉的就労の中間に位置する就労訓練）の場の創出を目的とする自立支援に向けた取組は、全国に先駆けて釧路市が実施してきたものであり、この支援の方法は、「釧路モデル」の呼び名で知られています。
- ▶ 同協議会では、発足時から「釧路モデル」の検証を行い、日常生活自立・社会的自立・就労自立という自立支援のステップごとに、利用者の能力に応じた多様なプログラムを提供しており、中間的就労として、漁網の整網作業や健康づくり運動「ふまねっと」に使用するネットの製作などを行うことにより、地域で需要のある仕事と利用者の能力とのマッチングを図っています。
- ▶ このほか、新型コロナにより増大した支援ニーズに対応するためのプラットフォームに参画し、食糧・物資支援を行うネットワーク等との連携を強化するなど、多様な民間団体とのつながりを広げる取組を展開しています。

### 釧路社会的企業創造協議会による生活困窮者支援の取組概要



- 社会福祉協議会
  - 地域包括支援センター
  - 民生委員・児童委員、保護司会
  - 医療機関、NPO
  - 若者支援機関（サポステ）
  - 母子家庭等就業・自立支援センター
  - 弁護士会・法テラス、警察
  - 消費者センター
- 電話や問い合わせフォームによる相談対応のほか、アウトリーチ型の支援として、弁護士会・法テラスと連携した巡回相談「何でも無料相談会」を実施。

★釧路モデルの分析

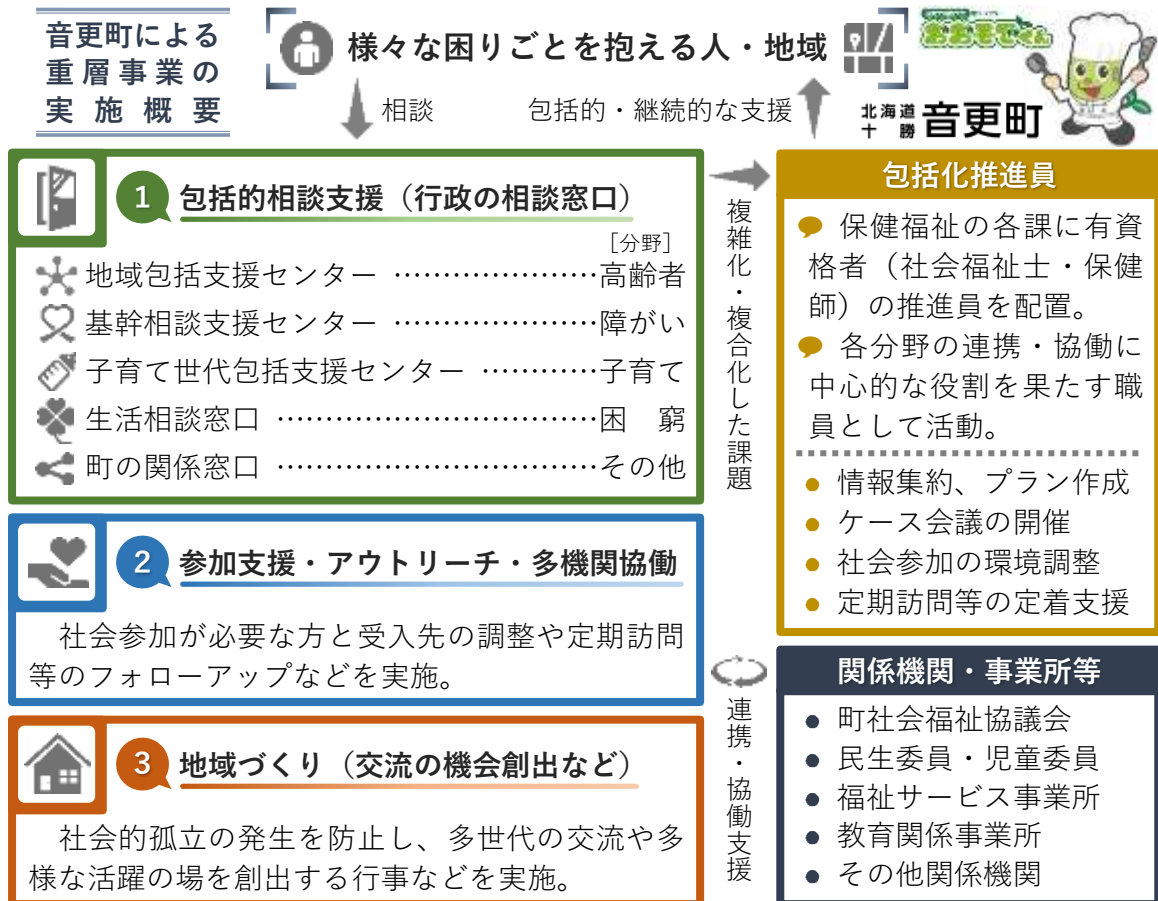


### 取組のポイント

- ✓ 官民の多様な機関・団体等と連携した生活困窮者支援の実施
- ✓ 利用者の能力に応じた中間的就労のプログラムを提供
- ✓ 「支えられる側」であった人が「支える側」にもなる地域づくりの実践

### 3 音更町による重層的支援体制整備事業の取組

- ▶ 十勝総合振興局管内の音更町では、住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。
- ▶ その実施内容については、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に実施することはもとより、町の地域特性や職員体制等を踏まえ、保健福祉の有資格者を各分野の相談窓口に配置する「断らない相談窓口の徹底」と介護分野での取組を他分野へ拡大・発展させる「地域共生社会と地域包括ケアシステムの推進」の2つを柱と位置付け、重点的に取り組むこととしています。
- ▶ このほか、多職種・多機関のネットワーク化を進める有資格者の相談支援包括化推進員を福祉の各課に配置し、住民や地域が抱える様々な困り事を断らずに受け止め、その解決に向け、町と関係機関や事業所等が連携・協働して包括的に支援する体制づくりを図っています。



**1 取組の柱：断らない相談窓口の徹底**  
有資格者を中心に包括的な相談対応を実施。

**2 取組の柱：共生と地域包括ケアの推進**  
介護分野の取組を他分野へ拡大・発展。

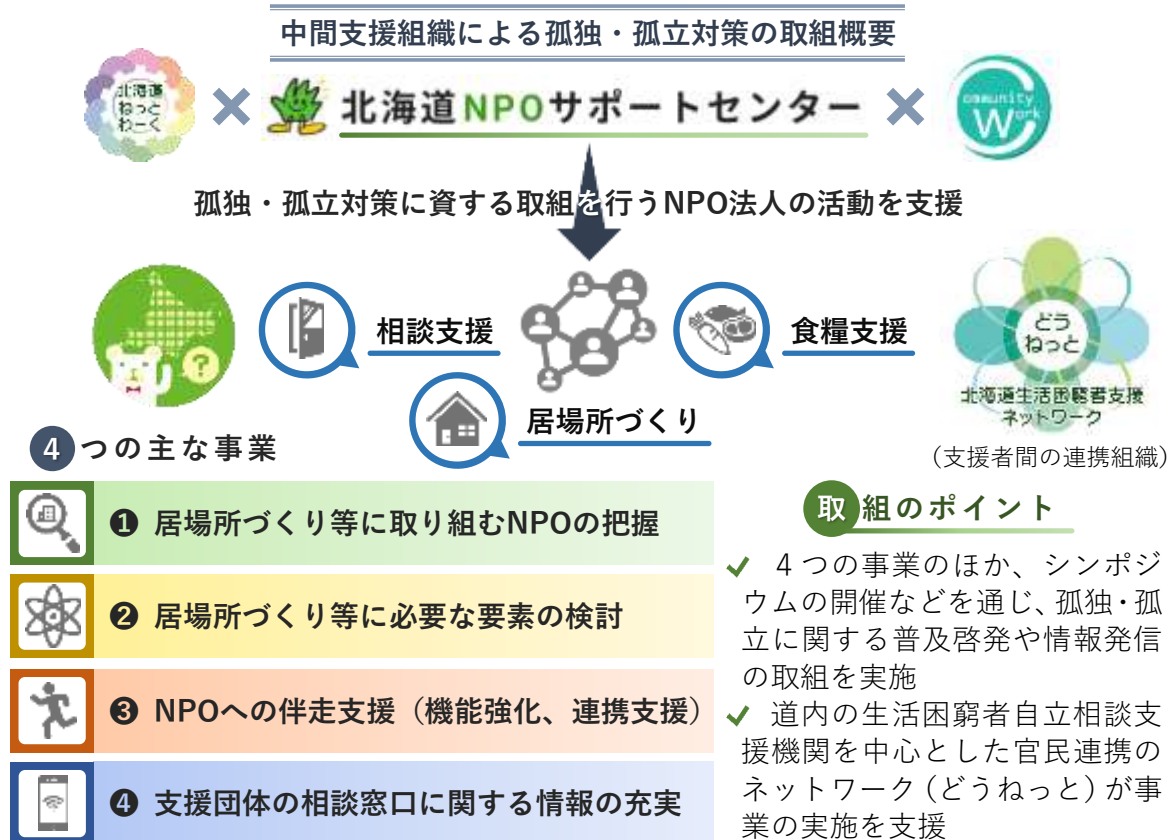
#### 取組のポイント

- ✓ 有資格者の活用により、横の連携と専門性を強化した相談体制を構築
- ✓ 重点的に取り組む柱を独自に設定



## 4 孤独・孤立対策に関する中間支援組織の取組

- ▶ 望まない孤独や社会的な孤立を防ぎ、可能な限り速やかに当事者が望む状態に戻れるよう支援するに当たっては、支援情報の充実や相談対応を担う人材の確保に加え、多様な関係機関が連携し、その活動基盤を支援していく取組が重要となります。
- ▶ NPO法人への支援を目的とした活動を行う「北海道NPOサポートセンター」では、切れ目のない孤独・孤立対策には地域における既存の社会資源を発掘・育成し、相互につながることが必要との認識のもと、安心して過ごすことのできる居場所づくりなどに取り組むNPO法人を対象として、非資金的支援によりその活動基盤を強化するため、令和5年度「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」として国の採択を受け、切れ目のない孤独・孤立対策に向けた取組を行っています。
- ▶ この取組は、生活困窮者への支援等を行う「コミュニティワーク研究実践センター」とNPO法人への支援を行う中間支援組織として設立された「北海道ねっとわーく」を加えた3者によるコンソーシアムが実施主体となっており、孤独・孤立に悩む人たちの居場所を確保するとともに、社会参加できる機会等を得ることができ包括的な支援の仕組みづくりを目指し、NPO法人への伴走支援等を実施しています。



## 5 ケアラー支援推進センターの取組

- ▶ 北海道社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を目的に都道府県単位で組織する社会福祉法人であり、市町村社会福祉協議会の運営支援をはじめとして、ボランティア活動の振興や権利擁護の推進、福祉・介護人材の確保などに取り組んでいます。
- ▶ 同協議会では、ケアラー・ヤングケアラーへの支援を昨今の重要な地域課題と捉え、令和4年4月に施行した北海道ケアラー支援条例の趣旨を踏まえつつ重点的に取り組んでいくため、同年に「ケアラー支援推進センター」を設置しました。
- ▶ このセンターにおいては、ケアラーに関する普及啓発や人材育成などを中心とした事業を展開しており、これらの取組を通じて、道内自治体や地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会などの関係機関によるケアラー支援の取組を推進しています。

### ケアラー支援推進センターの取組概要

支える人を、  
ひとりにしない。



(運営主体)

北海道社会福祉協議会



日本ケアラー連盟

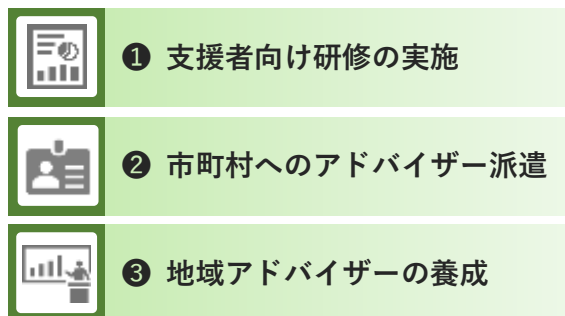
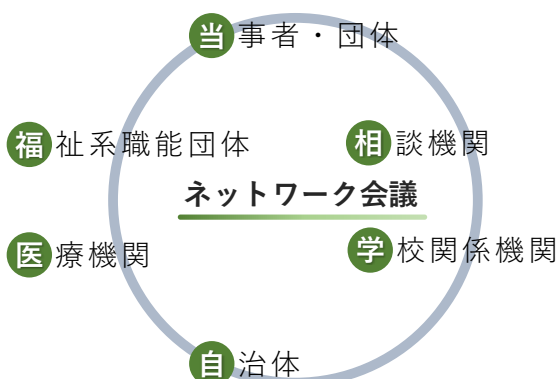


#### センターの機能



(5つの事業)

- 1 地域社会全体に対するケアラー支援の周知・啓発
- 2 行政・関係機関・当事者・当事者組織のネットワーク構築
- 3 行政・関係機関職員向けの研修と専門職の育成
- 4 ケアラー支援に取り組む自治体等へ支援とアドバイザー派遣
- 5 行政・関係機関等へのケアラー支援に関する情報提供



#### 取組のポイント

- 運営委員会が企画する取組の実施をネットワークが支援。
- 運営委員会は、学識経験者や行政、相談機関、市町村社協議、当事者支援団体等の計11名で構成。

- ✓ ケアラー支援の全国組織である日本ケアラー連盟と情報共有の上、連携・協働しながら各種の取組を推進
- ✓ 福祉分野の幅広い関係者による企画・検討体制を確保

## 6 共生型地域福祉拠点の取組（江別市）

- ▶ 地方創生に関する取組として、国では、平成27年に「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想をとりまとめ、東京圏をはじめとする中高年齢者が希望に応じて地方へ移り住み、地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すこととされました。
- ▶ こうした国の動きを背景に、江別市では、地域の特性や人口減少などの課題を踏まえ、市民が安心して暮らし、多様な層との交流による「共生のまち」を実現するため、江別版「生涯活躍のまち」構想を平成29年に策定した後、その構想の拠点となる複合施設「ココルクえべつ」を令和3年に全面オープンしました。
- ▶ この拠点では、レストランやパン工房、入浴施設といった多世代交流の場となる施設のほか、高等養護学校や障がい福祉の事業所と連携した実習・就業体験に加え、サービス付き高齢者向け住宅やグループホーム等を併設することにより希望に応じた住み替えを推進するなど、多様な仕組みが備えられており、こうした取組を全市に広げていくことで、共生のまちづくりを目指しています。

江別版CCRC  
生涯活躍のまち拠点地域

「ココルクえべつ」の取組概要



ココルクえべつ



### \*主な取組



#### 社会参加を促す仕組み

交流農園の活用や市内大学との連携、イベント等



#### 高等養護学校との連携

施設や農園での就業体験、卒業後の就職・定住等



#### 地域交流

パン工房や温泉施設、多世代交流サロンの運営等



#### 住まい・住み替え支援

サ高住等への住み替え・移住に関する相談対応等



#### 介護・医療・子育てサービス

特養や企業内保育所の運営、市立病院との連携等

### 取組のポイント

- ✓ 活力あるまちづくりを目指し、市や事業者、自治会、商店街、市内4大学などが連携
- ✓ 障がいのある人や子ども、若年層、高齢者など、多様な主体が交流できる複合拠点として整備

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設
- サ高住、障がい者グループホーム
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- 企業主導型保育所
- パン工房、レストラン（就労A型）
- 天然温泉施設

## 7 共生型地域福祉拠点の取組（京極町）

- ▶ 住民が集い、互いに支え合う交流の場として道が設置を推進している「共生型地域福祉拠点」について、後志総合振興局管内の京極町では、平成29年から「京極町共生型地域福祉拠点きょう・ここ」の取組を行っています。
- ▶ この拠点は、町社会福祉協議会に対する町民からの寄附を契機に、空き家をリフォームし、拠点としての運営を開始したものであり、令和元年度にはNPO法人を立ち上げ、町社会福祉協議会から委託を受けて運営しています。
- ▶ 主な取組の一つである「支えあいステーション」は、有償ボランティアによる会員同士の助け合い活動であり、公的支援の対象とならない通院の送迎や付き添い、草刈りといった生活支援サービスを会員が行うものであり、こうした取組が相互扶助の機能を支える役割を果たしているほか、居場所づくりの取組として、コミュニティカフェを開催するなど、世代や属性を超えた多様な住民が自由に集い、交流できる場所となっています。
- ▶ 京極町では、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援包括化推進員や生活支援コーディネーターの継続的な配置により包括的支援体制の強化を図るとともに、町社会福祉協議会と連携しながら、この拠点の運営を側面支援しています。

### 「きょう・ここ」の取組概要

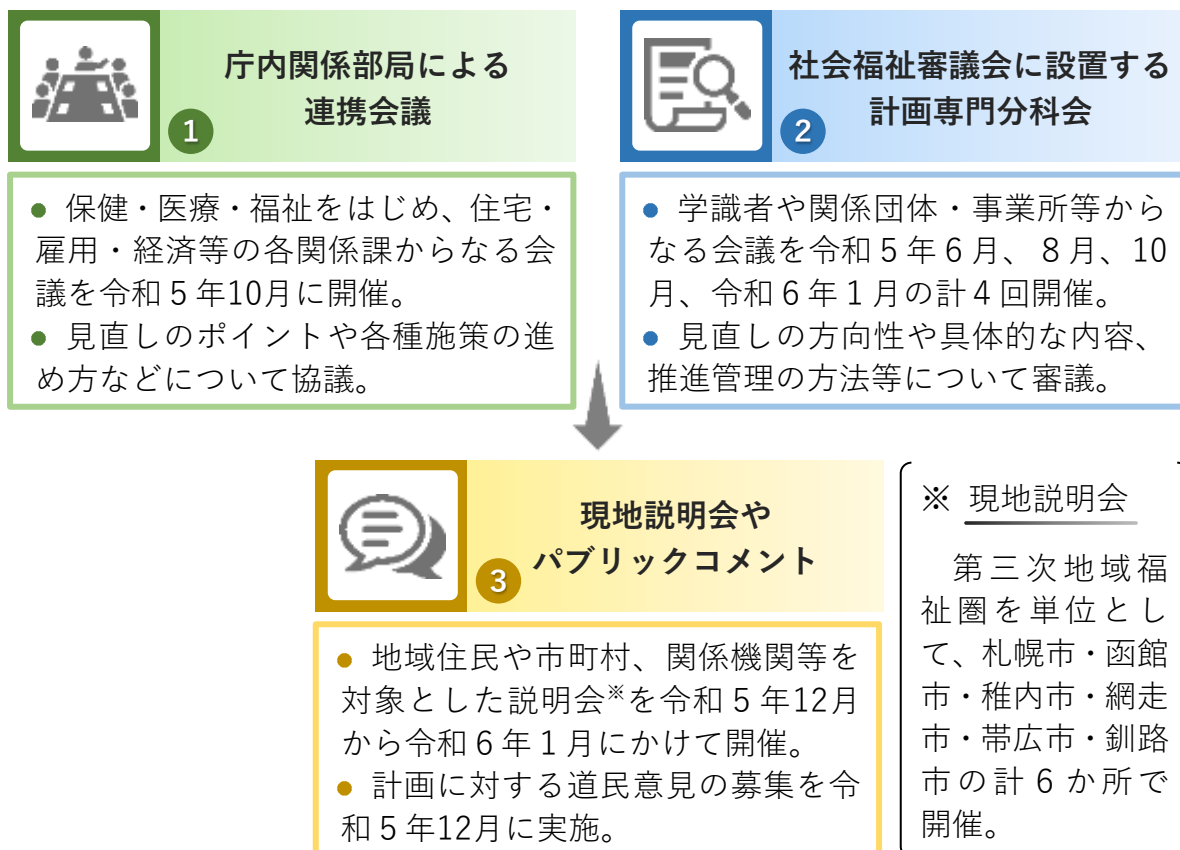




## 1 計画の策定体制

- ▶ 地域福祉支援計画は、福祉分野の上位計画に位置付けられていることから、関連する計画と調和を図り、各分野との連携を確保しつつ策定することが求められます。
- ▶ また、学識経験者や保健・医療・福祉の関係者等が参画する評価体制を確保するとともに、地域福祉のあり方に関する住民等の意見を計画へ反映させるための仕組みを設けることが重要とされています。
- ▶ こうした考え方を踏まえ、本計画の策定に当たっては、
  - ① 庁内関係部局で構成する「北海道地域福祉支援計画庁内連携会議」を開催し、施策の進め方などについて協議を行ったほか、
  - ② 社会福祉法の規定による道の社会福祉審議会（地域福祉支援計画専門分科会）において、各委員から幅広い観点による専門的な意見を得つつ内容検討を進め、
  - ③ 第三次地域福祉圏を単位として現地説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見や要望について、計画の策定過程に反映させるよう努めています。

## 計画策定体制の概要



## 2 計画専門分科会

- ▶ 社会福祉法において、都道府県等は、社会福祉に関する事項を調査審議するための合議体を設置することとされており、道では、条例の規定により、附属機関として「北海道社会福祉審議会」を設置・運営しています。
- ▶ この審議会では、特定のテーマに応じた専門分科会を設置しており、本計画は「地域福祉支援計画専門分科会」において審議が行われ、計画の策定方針や具体的な内容、今後の推進管理等について、各委員から貴重な意見を多く得ました。

### 計画専門分科会の委員名簿

(敬称略)

区分	所属及び職氏名
<b>1 高齢・障がい・児童・その他の福祉に関する共通事項</b>	
①	北星学園大学 社会福祉学部 ● 教授 岡田 直人
②	北星学園大学 ● 副学長 中村 和彦
③	藤女子大学 ● 名誉教授 橋本 伸也 (分科会長)
④	一般社団法人 北海道医師会 ● 副会長 藤原 秀俊
<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>専門分科会の所掌事項</b></p> <p>(1) 北海道地域福祉支援計画の推進管理に関すること</p> <p>(2) 地域福祉に係る情報の収集に関すること</p> <p>(3) 市町村地域福祉計画の作成に関する道の指針等に関すること</p> <p>(4) その他必要な事項</p> </div>	
<b>2 福祉人材養成・確保</b>	
⑤	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 北海道支部 ● 北海道福祉教育専門学校 学校長 澤田 乃基
⑥	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 ● 副会長 高江 智和理
<b>3 福祉サービスの適切利用推進・基盤整備</b>	
⑦	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ● 北海道事業本部長 平本 哲男
<b>4 市町村が行う「我が事・丸ごと」への支援</b>	
⑧	社会福祉法人 ゆうゆう ● 理事長 大原 裕介
⑨	公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟 ● 会長 佐川 徹
⑩	社会福祉法人 禎心会 介護老人福祉施設ら・せれな ● 施設長 村山 文彦



## **北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会運営要領**

### **第1 目的**

この要領は、北海道社会福祉審議会運営規程第4条の規定に基づき設置される北海道社会福祉審議会地域福祉支援計画専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### **第2 所掌事項**

専門分科会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- 1 北海道地域福祉支援計画の推進管理に関すること。
- 2 地域福祉に係る情報の収集に関すること。
- 3 市町村地域福祉計画の作成に関する道の指針等に関すること。
- 4 その他必要な事項

### **第3 委員**

専門分科会の委員は、総数10名以内とする。

ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を加えることができる。

### **第4 専門分科会**

- 1 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 2 専門分科会長に事故あるときは、それぞれの専門分科会において、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。
- 3 専門分科会は、必要のつど専門分科会長が招集することとし、専門分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。ただし、専門分科会については、専門分科会委員の4分の1以上の請求があったときに、専門分科会長がこれを招集する。
- 4 専門分科会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 5 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

### **第5 庶務**

専門分科会の庶務は、保健福祉部福祉局地域福祉課において処理する。

### **第6 専門分科会長への委任**

この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営その他必要な事項は専門分科会長がこれを定める。

### **第7 施行期日**

この要領は、平成30年4月2日から施行する。